

第九十六回東京都港湾審議会

令和二年十一月十九日（木）

於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

- 一 開 会
- 二 委員紹介
- 三 会長の選任
- 四 会長代理の指名
- 五 港湾環境整備負担金部会委員の指名
- 六 挨拶（副知事）
- 七 審議事項
  - （一）第九次改訂港湾計画に向けた長期構想について
  - （二）東京港湾計画の軽易な変更（案）
  - （三）東京港臨港地区分区の変更（案）
  - （四）東京港湾隣接地域の指定及び解除（案）
  - （五）東京都海上公園計画の変更（案）
- 八 報告事項  
第三十九回港湾環境整備負担金部会の報告
- 九 答 申
- 十 港湾局長挨拶
- 十一 閉 会

出席者

学識経験者

日本郵船株式会社 特別顧問 工藤 泰三

公益社団法人日本港湾協会 理事長 須野原 豊

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループリーダー 多田 正博

東京海洋大学理事・副学長 黒川 久幸

日本大学理工学部まちづくり工学科 准教授 押田 佳子

東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授 水庭 千鶴子

環境カウンセラー 藤野 珠枝

敬愛大学経済学部 教授 根本 敏則

港湾空港技術研究所 海洋水理研究領域長 河合 弘泰

港湾・海上公園利用者

(一社) 東京港運協会 会長 鶴岡 純一

東京倉庫協会 会長 今井 恵一

(一社) 日本船主協会 企画部長 宇佐美 和里

(公社) 東京湾海難防止協会 特別参与 松本 恭昇

東京港湾労働組合連合会 執行委員長 山田 敏也

全日本海員組合 関東地方支部 地方支部長 齋藤 洋

(一社) 東京都レクリエーション協会 副会長 澤内 隆

都民公募 亀田 彩子

都民公募 八代 光正

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長 山本 泰人

港区長 武井 雅昭

江東区長 山崎 孝明

品川区長 濱野 健

大田 区 長  
江戸川区長

松原 忠 義  
斉藤 猛

東京都議会議員

東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員  
東京都議会議員

ひぐちたかあき  
山内 晃  
木村 基成  
高島 なおき  
鈴木 章 浩  
伊藤 こういち

関係行政機関の職員

東京税関長  
関東地方整備局長  
関東運輸局長  
東京海上保安部長  
警視庁交通部長

榎本直樹  
土井弘次  
河村俊信  
山田昌弘  
直江利克

東京都職員

副知事  
港湾局長  
技監  
総務部長  
港湾経営部長  
港湾整備部長  
離島港湾部長  
開発調整担当部長  
臨海副都心まちづくり推進担当部長  
計画調整担当部長

多羅尾 光 睦  
古谷 ひろみ  
原 浩  
相田 佳子  
戸井崎 正巳  
山岡 達也  
片寄 光彦  
佐藤 賢治  
赤木 宏行  
藪中 克一

海上公園課長  
企画担当部長  
臨海開発部長  
計画課長  
監理担当課長  
企画担当課長

根来喜和子  
深井稔  
中村昌明  
水飼和典  
小野澤太一  
山田健太

## 開 会 (午後一時五十八分)

○山田企画担当課長 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから第九十六回東京都港湾審議会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御足労いただきまして、誠にありがとうございます。

本来でございますと、議事進行については、会長にお願い申し上げるところでございますが、本日は、十一月一日の委員の改選以降、新たな委員の皆様で初めて開かれる審議会でございますので、現在、会長が不在となっております。しばらくの間は、私、総務部企画担当課長の山田が進行役を務めさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、所要時間一時間半程度を予定しております。新型コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンスを確保するため、座席の配置を広く取らせていただきました。また、会議室への入室を最小限に抑えるため、傍聴者及び報道関係者は別室にてビデオ会議システムを使用して公開とさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会の進行に関する御案内をさせていただきます。まず、お手元にございます備付けのマイクですが、御発言の際に手前のボタンを押していただきますとマイクが赤く点灯いたしますので、その後、御発言ください。再度、手前のボタンを押していただきますと赤ランプが消えますので、御発言が終わりましたら、ランプが消灯していることを御確認願います。

また、本審議会では、都で進めるペーパーレスの取組の一環としまして、机上のタブレット端末を活用した会議システムを導入しております。お一人一台ずつ設置しているタブレット端末は、説明時に説明資料を表示し、自動で画面が切り替わります。次に、全ての説明が終わった後に、質疑応答の際には、資料を御自由に御覧いただけます。左上の「ファイル一覧」ボタンを押しますと、閲覧可能な資料の一覧が表示されますので、資料名を選択し、御自由に御覧ください。

このほか、机上には、今年度の「東京港便覧」「海上公園計画図」を配付しております。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。また、タブレット操作に関して御不明な点がありましたら、職員が控えておりますので、お声かけください。

なお、タブレット端末には、セキュリティ確保の都合上、外部機器の接続は禁止されておりますので、御留意願います。

本日の出席状況でございますが、三十七名の委員に対しまして、委員及び代理出席の方を含め、現時点で三十五名の委員の方に御出席いただいております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められている定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。じます。

## 委員紹介

○山田企画担当課長　まずは、委員の紹介でございます。タブレット表示の委員名簿に従いまして、大変僭越ではございますが、私から御紹介をさせていただきますと存じます。御着席のままで結構でございます。

なお、名簿に星印がついている方は、今回の審議会から新たに委員に就任された方です。

まず、学識経験を有する方々でございます。

工藤泰三委員でございます。

須野原豊委員でございます。

多田正博委員でございます。

黒川久幸委員でございます。

押田佳子委員でございます。

水庭千鶴子委員でございます。

松田千恵子委員でございますが、本日は所用により欠席の御連絡を受けております。

藤野珠枝委員でございます。

根本敏則委員でございます。

河合宏泰委員でございます。

次に、港湾・海上公園利用者の方々でございます。

鶴岡純一委員でございます。

今井恵一委員でございます。

宇佐美和里委員でございます。

松本恭昇委員でございます。

山田敏也委員でございます。

齋藤洋委員でございます。

澤内隆委員でございます。

亀田彩子委員でございます。

八代光正委員でございます。

次に、港湾区域に隣接する特別区の区長の方々です。

中央区長、山本泰人委員でございますが、本日は、池田水とみどりの課長が代理出席されております。

港区長、武井雅昭委員でございますが、本日は富田街づくり事業担当部長が代理出席されております。

江東区長、山崎孝明委員でございます。

品川区長、濱野健委員でございますが、本日は、都市計画課、早船課長補佐が代理出席されております。

大田区長、松原忠義委員でございます。

江戸川区長、斉藤猛委員でございますが、本日は、室井都市開発部参事が代理出席されております。

次に、東京都議会議員の方々でございます。

ひぐちたかあき委員でございます。

山内晃委員でございます。

木村基成委員でございます。

高島なおき委員でございます。

鈴木章浩委員でございます。

伊藤こういち委員でございます。

あぜ上三和子委員でございますが、本日は所用により欠席の御連絡を受けております。

次に、関係行政機関の方々でございます。

東京税関長、榎本直樹委員でございますが、

本日は佐藤企画調整室長が代理出席されております。

関東地方整備局長、土井弘次委員でございますが、本日は石橋副局長が代理出席されてお

ます。

関東運輸局長、河村俊信委員でございます。  
東京海上保安部長、山田昌弘委員でございます。

警視庁交通部長、直江利克委員でございます  
が、本日は酒林交通規制課長が代理出席されて  
おります。

以上で、出席委員の御紹介を終わらせていた  
だきます。

続きまして、東京都側の紹介をさせていただきます。  
きます。

副知事の多羅尾でございます。

港湾局長の古谷でございます。

港湾局技監の原でございます。

総務部長の相田でございます。

港湾経営部長の戸井崎でございます。

臨海開発部長の中村でございます。

港湾整備部長の山岡でございます。

企画担当部長の深井でございます。

また、これから紹介する職員は、別室にてビ  
デオ会議システムにより参加しております。

離島港湾部長の片寄、開発調整担当部長の佐  
藤、臨海副都心まちづくり推進担当部長の赤木、  
計画調整担当部長の藪中でございます。どうぞ  
よろしくお願い申し上げます。

## 会長の選任

○山田企画担当課長 それでは、画面に表示されております会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まずは、会長の選任でございます。会長につきましては、東京都港湾審議会条例第五条第二項の規定で、互選により、学識経験を有する委員の中から選任いただくことになっております。

それでは、会長の選任につきまして、どなたか推薦の御発言をお願い申し上げます。

○鶴岡委員 よろしいでしょうか。

○山田企画担当課長 お願いします。

○鶴岡委員 東京港運協会の鶴岡でございます。会長の選任につきまして御提案申し上げます。私は、工藤委員に会長をお願いしたらどうかと思います。当審議会において、前期も会長を務めいただきました。工藤委員に引き続き会長をお願いできたらと思います。

工藤委員は、日本を代表する海運会社において、長きにわたり第一線で活躍され、港湾事業に関し幅広い見識をお持ちでございます。前期に港湾審議会の会長に就任されてからも、円滑な審議会を運営していただいた実績もあり、東

京港に関する重要な事項を検討する港湾審議会の会長として適任であると考えます。工藤委員には大変御苦勞なことではございますが、会長への就任をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山田企画担当課長 ただいま、鶴岡委員から工藤委員を会長にという御提案がございましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山田企画担当課長 それでは、異議なしということでございますので、工藤委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。工藤委員には大変恐れ入りますが、今後の進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

○工藤会長 工藤でございます。皆様の御推薦を頂戴いたしましたので、前期に引き続きまして会長職を務めさせていただきます。重責ではございますけれども、皆様の御支援、御協力をいただきながら職務を全うしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

## 会長代理の指名

○工藤会長 それでは、早速ではございますが、

画面に表示されております次第に従いまして  
進行させていただきます。

まず、会長代理の指名でございます。東京都  
港湾審議会条例第五条第四項によりますと、会  
長に事故があるときは、学識経験を有する委員  
のうちから、あらかじめ会長の指名する委員が  
その職務を代理するとなっておりますので、こ  
こで指名させていただきたいと存じます。

港湾行政に造詣が深い須野原委員に会長代  
理の職をお願いしたいと存じます。須野原委員、  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○須野原委員 ありがとうございます。お引き受  
けさせていただきます。

## 港湾環境整備負担金部会

### 委員の指名

○工藤会長 次に、港湾環境整備負担金部会委員  
の指名でございます。東京都港湾審議会条例第  
二条第二項に、港湾環境整備負担金に関する事  
項が本審議会の所掌事項となっております。こ  
れにつきましては、昭和五十五年度の第三十七  
回東京都港湾審議会におきまして、専門部会を  
設置し、審議することとしております。専門部  
会の委員につきましては、東京都港湾審議会条  
例第八条第二項に「会長の指名した本審議会の

委員及び臨時委員をもって組織する」となっております。この規定によりまして、私から指名させていただきます。

学識経験を有する委員のうちから、須野原委員、押田委員、港湾・海上公園利用者の委員のうちから、鶴岡委員、今井委員、宇佐美委員、山田敏也委員、行政関係機関の委員のうちから、土井委員、河村委員、山田昌弘委員にお願いしたいと存じます。

以上、合計九名の部会委員になられた皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日欠席の方もいらっしゃいますので、事務局からもお伝えのほど、よろしくお願いいたします。

## 副知事挨拶

○工藤会長　続きまして、多羅尾副知事から御挨拶を頂戴したいと存じますので、多羅尾副知事、よろしくお願い申し上げます。

○多羅尾副知事　副知事の多羅尾でございます。一言御挨拶を申し上げます。皆様方には本当にお忙しい中、この度、当港湾審議会委員に御就任を賜りました。また、ただいま、会長をはじめ、各役職の御決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、常日頃、東京港の港湾行政につきまして多大な御支援と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げます。

当港湾審議会は、御案内のように、昭和二十八年に第一回を開催して以来、六十七年の時を経まして、このたびの第九十六回を迎えたわけでございます。これまで東京港に関する様々な重要事項につきまして、都知事の諮問に応じていただき、調査、そして審議を賜りまして、港湾計画や海上公園計画等、本当に多数の重要な答申を頂戴いたしました。

本日、都知事からの諮問を申し上げますのは、今後約二十年間の東京港の港湾経営や施設整備の基本的な考え方を明らかにする「東京港第九次改訂港湾計画に向けた長期構想について」と、このほか審議事項四件でございます。詳細につきましては、この後、港湾局から御説明を申し上げますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますけれど、挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山田企画担当課長 それでは、本日お諮り申し上げます「東京港第九次改訂港湾計画に向けた長期構想について」、そのほか審議事項四件を

多羅尾副知事から工藤会長に諮問書をお渡し  
したいと存じます。

(諮問書 手交)

○工藤会長 ただいま、知事の諮問書をお受け  
いたしました。なお、多羅尾副知事におかれま  
しては、やむを得ぬ所用がございまして、退席さ  
せていただきましたとのことでございます。皆様  
の御了承を頂戴したいと思います。

○多羅尾副知事 申し訳ございません。

## 審議事項

### (一) 第九次改訂港湾計画に向 けた長期構想について

○工藤会長 それでは、審議事項の審議を進めて  
まいりたいと存じます。諮問事項の「東京港第  
九次改訂港湾計画に向けた長期構想について」  
に関しまして事務局から説明をお願いします。

○山岡港湾整備部長 港湾整備部長の山岡でござ  
います。諮問事項の東京港第九次改訂港湾計画  
に向けた長期構想について御説明をさせてい  
たきます。これから先、大変恐縮ではござい  
ますが、着座にて御説明させていただきます。

本件は、東京都港湾審議会条例第二条第一号  
及び第五号の規定に基づき諮問するものでござ

ございます。それでは、先ほど手交させていただきましたきました諮問書の内容を説明させていただきます。

一、諮問事項。東京港第九次改訂港湾計画に向けた長期構想。二、諮問理由。東京港では、平成二十六年に策定した第八次改訂港湾計画に基づき、港湾機能の強化を進めている。近年、アジア貨物の更なる増加や船舶の大型化の進展など、東京港を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化している。また、少子高齢化による労働力不足や、AI・IoT等の情報通信技術の進化など、社会情勢も変化している。このため、港湾機能の強化とともに、デジタルトランスフォーメーションを推進するなど、物流を効率化し生産性の高い港を実現させることが必要である。

一方、首都直下地震等の発生や、頻発化・激甚化している高潮・暴風等のリスクの増大が懸念されていることから、港湾施設の老朽化に伴う更新需要の増加も見通した上で、災害発生時においても物流機能を維持できる強靱な港の構築に向けた取組が必要である。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承、クルーズを核とした観光拠点の形成、脱炭素社会の実現など、様々な分野における取組が必要である。このような認識の下、二

○四〇年代を見据えた長期的な視点で東京港を進化させるため、第九次改訂港湾計画の指針となる長期構想の策定を諮問するものである。説明は以上でございます。

○工藤会長 ありがとうございます。これから、本審議会において御審議をいただくわけでございますが、この諮問は東京港の将来の在り方を方向付ける極めて重要な事項でございます。従いまして、専門的な知見から慎重かつ十分な時間をかけた議論を尽くす必要があると考えております。

ここはまず、専門部会を設置いたしましたして、原案を検討し、本議会に報告していただき、その後で審議、答申をするのが適当と考えますが、専門部会の設置につきましてはいかがでございますでしょうか。皆さん、何か御異論ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○工藤会長 よろしゅうございますか。それでは、諮問事項につきましては、部会を設置し、検討していくことにいたします。

部会の委員につきましては、東京都港湾審議会条例第八条の第二項によりますと、部会は会長の指名した本審議会の委員及び臨時委員をもって組織するとなっております。そこで、私から部会の委員には、本審議会委員から、多田

委員、水庭委員、松田委員、根本委員、河合委員にお願いしたいと存じます。さらに外部から、東京大学大学院准教授、柴崎隆一氏、港湾空港技術研究所特別研究主幹、吉江宗生氏、立教大学観光研究所特任研究員、玉井和博氏、日本大学教授、中村英夫氏、オーシャンネットワークエクスプレスジャパン株式会社代表取締役社長、木戸貴文氏、株式会社ダイトーコーポレーション社長、松川一裕氏にお願いしたいと思っております。

ただいま指名いたしました部会委員の皆様をタブレット端末に表示いたしております。第九次改訂港湾計画の指針となる長期構想の検討をよろしくお願いしたいと思います。後になりますけれども、この部会を公開とするか否かについてでございますが、原則公開にしたいと考えております。ただ、テーマによりましては、自由で率直な意見交換を行うため、時には非公開もあり得ると考えております。しかし、公開か非公開かは、その都度、部会長が部会に諮り決定するということですのでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○工藤会長 ありがとうございます。それでは、皆様方から御意見、御質問ございましたら、お受けしたいと存じます。御発言をよろしくお

願ひ申し上げます。

どうぞ。

○松原委員 大田区長の松原です。大田区におきましては、大田区空港臨海部におけます二十年後のまちづくりを推進するための計画であります空港臨海部グランドビジョン二〇三〇を改訂しているところでございます。このビジョンの改訂時期は、長期構想と同じく令和三年度となっております。長期構想は港湾計画の前提となる構想となるため、区からの意見や考えが反映される機会を設けることが必要であると考えます。また、令和島地区のまちづくり構想は、区では、判決の内容を踏まえた土地活用を検討しております。長期構想の策定や第九次港湾計画の改訂を進めるに当たりまして、十分に区と連携をいただきたいと思ひます。

以上です。

○工藤会長 御意見として頂戴しましたけれども、何か。

どうぞ。

○山岡港湾整備部長 今回の長期構想の策定に当たりましては、先ほど申し上げましたように、東京都を取り巻く情勢変化を踏まえまして、船舶の大型化ですとか、AI、IoT等の情報技術の進展、あるいは激甚化する自然災害の対応など、専門的な見地から、将来を見据えて検討

する必要がありと考えています。そのため、各分野における学識経験のある専門家の方々から御意見を幅広く伺い、取りまとめたいということが非常に重要と考えてございます。長期構想検討部会につきましては、そのために学識経験者を中心に、このたび、構成することとしてございます。行政間の連携につきましては、策定段階で適宜情報提供させていただきまして、貴重な御意見をいただければと考えているところでございます。今後、事務的に調整させていただきますので、よろしく願います。

○松原委員 よろしく願います。

○工藤会長 よろしゅうございますか。ほかに御質問、御意見。

じゃ、先どうぞ。

○鶴岡委員 東京港運協会の鶴岡でございます。昨今の今のこの計画等も含めて、舟運の活性化の一部と取られますが、人だけじゃなく、物、河川を使って、ぜひとも内陸部に運んでいただきたい。これは、まずは、陸上のインフラがこれ以上、なかなか整備が難しいという点、それから、昨今話題になっています渋滞の問題も含めて、これを改善するためのモーターシフト、また、環境面のことも考えます。また、災害の点からも、物資、人を河川を使って運べるシステムをつくっておくことが非常に大事だと思

われます。ぜひとも、東京の恵まれた水源を生かした輸送システムを考えていただきたい。我々も、コンテナを、荒川を上って埼玉方面に運ぶという計画もつくっております。これには、都だけでなく国の協力もぜひとも必要だと思いますが、東京港を考える際に、港の整備だけでなくインフラ整備、これが利用者からの最も重要な課題でございます。二十年計画といわず、五年の間にでもつくっていただきたいと、我々港運業者は考えておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

また、もう一点、昨今、横浜港におけるいろいろな開発の発表がございます。具体的には申し上げますが、東京港としても、このIT、IoTその他含めて、もっと具体的な例が幾つかございます。この辺も含めてお考えいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○工藤会長 貴重な御指摘だと思いますけども、事務局から何かございますか。  
どうぞ。

○山岡港湾整備部長 非常に貴重な御意見、ありがとうございます。河川を含めての広域の話につきましましては、かなり関係者も広くなるということ、今後の検討の中で色々と検討していきたい

たいと思っています。それから、IOT、そうした関係につきましても、今後、トランスフォーメーションの中で検討していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○工藤会長 菅総理大臣もデジタルイゼーション、デジタル庁をつくる、あと環境問題ということも強く御指摘されていまして、やっぱりCO<sub>2</sub>削減という意味でも水路を利用するのも一つの手法かと思われれます。いずれにしましても、本当に貴重な御指摘だと思しますので、この点、十分に留意して検討していくべきだと私も考えます。ほかに御質問、御意見があれば、どうぞ。

○木村委員 都議会議員の木村でございます。かつての都政で港と人が分断されたような時代があったと認識しておりますが、先輩方の御努力でここまでの東京港に今はなっていると思っております。二十年間の構想ということ、今後、総合的な港へとさらに進化させていただきたいと思っております、もちろんこの計画自体には基本的に大賛成なんですけれども、物流機能というのは当然大切なんです、ここに所示いただいた物流はもとより、観光、環境、オリンピック・パラリンピックなど入っておりますが、ぜひここに交通という視点も考えていただきたいと思います。先ほど鶴岡さんから舟

運ということがありましたけれども、東京港は皆様御存じのとおり、真ん中に立つと、まるで三百六十度が東京都に囲まれているようなところでありまして、これほどまでに交通の拠点になるといふか、ツールになるものはないと思っております。

それから、何か進めていくに当たっては、ぜひ都民の理解を得られるようにしていただきたい。ということは、都民と水辺の距離というものも縮めていただきたいと思っております。何でも反対という人たちもおりますが、そういう方たちも理解が進めば、こういった計画にも今よりも賛同していただけるのではないかと思っています。

それから、先ほどの意見の中になりましたが、港の水面というのは河川にも連続しているわけでありますから、港湾の水域の中だけで考えないで、大変難しい話もあると思いますが、河川との連続性というものを考えていただきたい。そうしたときに、旧江戸川の都県境とかのしゅんせつの問題、大変難しいのもよく分かりますし、また、隅田川なんかだと、橋の高さがあつて、色々な問題もあると思いますが、これ、長期構想なので、ぜひ橋の問題についても考えていただきたい、そんなふうに思います。

以上です。

○工藤会長 貴重な御意見、ありがとうございます。事務局から何かございますか。どうぞお願いいたします。

○山岡港湾整備部長 貴重な御意見、ありがとうございます。物流、それから交通ということで言いますと、港につきましては非常に重要な交通の結節点と考えておりますので、渋滞問題を含めて取り組まなきゃいけない課題と。それから、河川を含めた連携につきましても、防災上も非常に重要な観点と思っております。今後とも検討を続けてまいりたいと思っております。

○木村委員 もう一言だけ、すみません。交通とというのは、もちろん舟運も入っております。舟運がメインで私は考えております。ありがとうございます。ございます。

○工藤会長 ほかに、御質問、御意見。どうぞ。

○藤野委員 環境カウンセラーの藤野でございます。東京港にある東京で最も古いふ頭、日の出ふ頭には、大正十四年に造られた倉庫群があり、現役で使われている様子です。その所管は東京都港湾局と伺いました。大正十二年の関東大震災で甚大な被害を受けた東京に外国からの援助の大型船は、港の整備がされていない岸壁に船の底を傷つけて横付けして救援物資を届けにくれたと聞いています。その大震災後の東京

港の整備の中で造られたのが日の出ふ頭の倉庫群なのではないでしょうか。

現在、竹芝から芝浦にかけて幾つもの大きな再開発が進み、様相が劇的に変わりつつあります。その中で、この倉庫群は約百年近くの歳月を重ねて、首都東京の目まぐるしい移り変わりを見続けてきています。この日の出ふ頭と倉庫群のある地元港区では、区民から長く残したい一推しのお勧め景観を募集して、選定、表彰する区民景観セレクションを毎年行っています。四年目となる今回は、この倉庫群の景観も応募されました。その審査の際に、果たしてこの景観を今後残せるのかとの話題となり、次代に東京港の歴史をつなぐためにも、ぜひ長く残してほしいと意見が一致しました。陸側からも海上からも、この倉庫群の屋根が連なる景観は東京港の風景の一つとしてしっかり私たちの目に焼きついています。第九次改訂港湾計画に向けた長期構想の中に、たとえ用途が変わったとしても、この倉庫群を残し、文化として継承するためにも生かして、都民が親しめる次代につながるものとなることをぜひ盛り込んでいただきたいと希望しております。よろしくお願いいたします。

○工藤会長 ありがとうございます。  
どうぞ。

○山岡港湾整備部長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。東京港ではこれまで、運河エリアのライトアップ・マスタープランなどを作成しまして、日の出ふ頭なんかもライトアップを行っております。それから、東京港の景観ガイドライン等も策定いたしまして、港のガントリーの色彩と景観にマッチしたものとということで考えて取り組んでまいりました。引き続き、いただいた御意見を踏まえながら、長期構想の中で、景観あるいは風景についての検討もしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○藤野委員 ありがとうございます。

○工藤会長 よろしゅうございますか。ほかに御意見等があれば、どうぞ。

○ひぐち委員 都議会議員のひぐちです。今回、長期構想を検討されるということで、大変すばらしいことだと思っておりますし、色々お話もあつたかと思うんですが、一方で、この中で、一つ私が現場を回りますと、あるいは港を見るとき、まさに働く港であるとも感じております。私は議会では舟運をかなり進めていますけれども、一方で働くという機能は非常に大事だと。その働くという意味では、ここにも書いていますが、少子高齢化、労働力不足という中で

は、もちろん今までの男性だけでなく、女性も来られるかもしれない、あるいは年を取ってシニアになっても働きやすいと、そういった女性であり、シニアであり働きやすい環境を施設として整備していくことも必要かと考えています。ですので、港湾機能の強化だけでなく、これはまさに長期ではないですけども、短期的にでも、ぜひとも女性でもシニアの方でも働きやすい港、あるいはサポートする施設といったことをぜひ加えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○工藤会長 ありがとうございます。  
どうぞ。

○山岡港湾整備部長 今後の労働力不足につきましては、非常に大きな課題とも捉えております。今後、今御指摘ありました港の働きやすい環境等につきましても検討の中に加えていきたいと思っております。

○工藤会長 どうぞ。

○鶴岡委員 ただいま、日の出の件、これは我々、港運業者にとつて、東京港発祥の地でございます。おっしゃるとおり、あの景観を残しながら、どういうふうを活用できるかということはいずれも願っております。また、余談ですけれども、築地から豊洲に市場が移った関係で、港区あるいは品川区の海鮮関係の飲食店の方が非

常に買いに行きにくくなったというお話も聞いております。その点、日の出ふ頭は豊洲の真ん前でございます。さっきの舟運の話と併せて、人と物を運べるような舟運をぜひともつくっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

どうぞ。

○松本委員 東京湾海難防止協会の代表で来ていますが、所属は東京湾水先区水先人会の副会長でございます。今、横浜で大規模な工事をしていきますけれども、いつも水先人として感じるのは、出来上がってから参加するという格好で、何しろ出し入れしにくい港になってしまいうことが多くいんですよね。したがって、安全と経済を両立させなきゃいけないんですけれども、やっぱり港の効率という面から考えると、いかに易しく出入港できるかというところの要素も考えて造っていただきたいと思えます。

○工藤会長 大事なポイントだと思いますので、この点、留意のほど、よろしく願いしたいと思います。

よろしゅうございますか、ほかに御意見、御質問。すいません、ちよつと時間も押ししておりますので、それでは、本日、御欠席の委員から

も御意見を頂戴しておりますので、事務局から御紹介していただきます。それでは、事務局、お願い申し上げます。

○山田企画担当課長 それでは、あぜ上委員からいただきました御意見につきまして、事務局より内容を紹介させていただきます。

第八次改訂港湾計画に基づいて施設整備を推進するとの前提が果たしているのか、慎重な検討が必要だと考えます。リーマンショックで激減した二〇〇九年の貨物はその後回復してありますが、新型コロナウイルスが収束した後どうなるか定かではありません。世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスによって、コロナ後の世界はグローバル化で海外に生産拠点を移転し、空洞化した産業構造の見直しなどもあり得ると考えます。同時に、これまでも許容量を超える物流を担うことにより、深刻な交通渋滞なども起こっている実態を直視する必要もあると思います。こうしたことも踏まえた検討をすべきであると考えます。

以上、御紹介させていただきました。

○工藤会長 ありがとうございます。この御質問に対して、何か都からの回答の準備はございますか。よろしいですか。じゃ、一応、御意見として伺いするという事です。

会長からこういうあれもあれなんですけれ

ども、一応、二十年刻みの長期計画というところがございませけれども、世の中、最近、変動が激しくて、もう五年たつと様変わりというようなこともございます。ですから、一応、二十年の長期計画を立てられるんですけど、当然、これ、見直しも同時に進めていくのではないかと思うんですけど、その辺りはどうい御予定になっているんですかね。

○山岡港湾整備部長 つくる前から見直しというわけではございませけれども、時代の変化に  
応じて対応できるものにしていきたいと考えております。

○工藤会長 これ、普通の会社もそうですけど、一応、長期計画は立てますけれども、やっぱり定期的な見直しは絶対に必要だと思ひますので、昨日まで正しいことが、じゃ、ずっと正しいかという、そういうわけでもございませぬので、ぜひやっぱり見直しというのを、ひとつ頭の隅っこに入れて計画は進めていくべきだと思ひますので、その点、御留意をお願ひできればと思ひます。すみませぬ、あんまりあちこち発言しちやませぬですけれども。

## (二) 東京港港湾計画の軽易な 変更 (案)

## (三) 東京港臨港地区分区の変

更（案）

（四）東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）

（五）東京都海上公園計画の変更（案）

○工藤会長 それでは、次第に従いまして、次の審議事項の審議に入らせていただきたいと思います。審議事項は四つございまして、東京港湾計画の軽易な変更の案、そして、東京港臨港地区分区の変更の案、東京港港湾隣接地域の指定及び解除の案、東京都海上公園計画の変更の案、これらの案件を説明していただいた後に、まとめて御意見、御質問をお伺いしたいと思いますので、皆さん、御了承をお願いします。

タブレットの画面を御覧いただけますと、資料2として、諮問書「東京港港湾計画の変更（案）」の写しが表示されております。まず、この審議事項につきまして、所管部より説明をお願いいたします。

○山岡港湾整備部長 港湾整備部長の山岡でございます。東京港港湾計画の軽易な変更（案）の内容について説明をさせていただきます。今回の変更につきまして、南部地区、中部地区、中央防波堤地区の三つの地区に分類して御説明いたします。

はじめに、南部地区の変更について御説明いたします。タブレットに表示されております資料2―2を御覧ください。南部地区の変更内容は、大井ふ頭その2に位置する建材を取り扱う公共埠頭の岸壁についてでございます。変更箇所は、資料左上の航空写真に黄色で示しております大井ふ頭その2に位置する公共埠頭でございます。大井ふ頭その2の公共埠頭には、国内の砂利や砂などの建材を運ぶ船舶が就航していますが、近年、船舶の大型化が進展していることに伴い、岸壁と航路・泊地の水深が不足している状況でございます。このため、船舶の大型化に対応するため、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更いたします。

個別の変更内容につきまして御説明いたします。資料左下の3、公共埠頭計画でございます。ふ頭の岸壁について、現在の水深マイナス五メートルからマイナス六・五メートルに変更いたします。なお、岸壁延長につきましては、現状の二百八十メートルのままとし、船舶が大型化したことによりバースの数を4バースから3バースに変更いたします。

続きまして、資料右上の4水域施設計画でございます。船舶が安全に航行できるよう、岸壁の計画水深に合わせ、水深マイナス六・五メートル、面積一・七ヘクタールの泊地と面積五・

九ヘクタールの航路・泊地を新たに計画するものでございます。ただいま御説明いたしました変更内容を資料右下の港湾計画に記載してございます。

続きまして、中部地区の変更について御説明いたします。資料2―3を御覧ください。中部地区の変更内容は、一〇号地その2ふ頭と十三号地の緑地及び港湾関連用地に関する土地利用計画の用途についてでございます。変更箇所は、資料左上の航空写真の一〇号地その2ふ頭の①の箇所にある緑地と十三号地の②の箇所にある緑地及び③の箇所にある港湾関連用地の三か所でございます。これらは、ふ頭の施設計画及びふ頭背後用地の利用形態の変化に対応するため、土地利用計画及び港湾環境整備施設計画を変更するものでございます。

個別の変更内容について御説明いたします。資料左の中ほどの3土地利用計画でございます。資料右上の図を御覧ください。既定計画と今回の計画について内容を示しております。既定計画①の緑地〇・九ヘクタールを港湾関連用地に変更いたします。次に、既定計画②の緑地二・〇ヘクタールのうち〇・三ヘクタールにつきましては、隣接する青海ふ頭の一部とし、緑地からふ頭用地に変更いたします。また、既定計画③の港湾関連用地のうち一・二ヘクタール

を緑地に変更いたします。

続きまして、資料左下の4、港湾環境整備施設計画でございますが、ただいま説明した土地利用計画のうち、緑地面積に関する内容をまとめたものとなります。ただいま御説明いたしました変更内容を、資料右下の港湾計画図に記載してございます。

最後に、中央防波堤地区の変更について御説明いたします。資料2―4を御覧ください。中央防波堤地区の変更内容につきましては、臨港道路の新たな計画及び緑地と交通機能用地に関する土地利用計画の用途についてでございます。変更箇所は、資料左上の航空写真にオレンジ色の点線で示す臨港道路中防内6号線と、黄色で囲っております交通機能用地でございます。中防内6号線につきましては、海の森公園への交通機能を確保するため、臨港交通施設を計画に位置づけるものでございまして、これに伴う土地利用計画と港湾環境整備施設計画をあわせて変更いたします。

また、交通機能用地につきましては、当該用地は、羽田空港の航空保安施設の用地としてこれまで使用されてきましたが、既に施設が移設されたことから用途廃止されてございます。このため、当該用地を海の森公園と一体として整備するため、土地利用計画及び港湾環境整備施設

設計画を変更いたします。

個別の変更内容について御説明いたします。左下の3臨港交通施設設計画でございます。臨港道路の名称を中防内6号線としまして、起点、終点と車線数について記載してございます。資料右上の図は既定計画と今回の計画についての内容を示しております。資料左下の4土地利用計画でございます。まず、臨港交通施設として計画する三・五ヘクタールを緑地から交通機能用地に変更いたします。さらに、用途廃止された交通機能用地一ヘクタールを緑地に変更いたします。また、この土地利用計画のうち、緑地面積に関する内容をまとめたものが資料右上の5港湾環境整備施設計画となります。ただいま御説明いたしました変更内容を、資料右下側の港湾計画図に記載してございます。

以上、三つの地区に分類して御説明いたしました。なお、タブレットに表示されております資料2―5、東京港港湾計画書(案)は、港湾法の施行令や港湾計画に関する省令に基づき、所定の様式で取りまとめたものでございまして、資料2―6、東京港港湾計画資料(案)につきましましては、計画内容に関わる基礎的な資料を取りまとめたものでございます。後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○工藤会長 説明、ありがとうございます。御質問、御意見は、先ほど申し上げたとおり、後でまとめてお受けします。

続きまして、画面に表示されております資料3として、諮問書の「東京港臨港地区分区の変更案(案)、東京港湾隣接地域の指定及び解除」につきまして所轄部より説明をお願いします。

○戸井崎港湾経営部長 港湾経営部長の戸井崎でございます。私から、東京港臨港地区の分区の変更(案)について、及び東京港港湾隣接地域の指定及び解除(案)について、この二点につきまして御説明をさせていただきます。

まず、現在、知事からの諮問書が表示されていると思いますが、次のページに行っていました。まず最初に、東京港臨港地区の分区の変更(案)につきまして、この資料3―2で御説明をさせていただきます。

まず、画面左側の一、分区の変更内容でございますが、港湾法の第三十九条の規定に基づきまして、臨港地区の分区の変更を行うものでございます。

次に、二の分区の変更理由でございますが、先ほど資料2―3で御説明しましたとおり、港湾計画におきまして、土地利用計画等が見直されることに対応いたしまして、臨港地区の分区

の変更を行うものでございます。分区の変更箇所につきましては、画面の右側の表を御覧いただければと思います。地区は十三号地、所在は江東区青海三丁目でございます。暁ふ頭公園の未開園区域の一部〇・三ヘクタールでございます。この箇所を、今後予定しております青海ふ頭の再編整備に伴いまして、修景厚生港区から商港区へ変更するものでございます。

続きまして、次は資料3―3でございますが、東京港港湾隣接地域の指定及び解除（案）について御説明をさせていただきますと思います。左側の一、指定及び解除の内容でございますが、港湾法第三十七条第一項の規定に基づきまして、港湾隣接地域を指定及び解除するものでございます。二、指定及び解除の理由でございますが、埋立のしゅん功に伴いまして、港湾区域に隣接する江東区海の森二丁目に新たな造成地約一・四ヘクタールを港湾隣接地域に指定するとともに、港湾区域に隣接しなくなりました江東区新砂二丁目の約一ヘクタールにつきまして指定を解除するものでございます。三、指定及び解除する地域でございますが、画面右側の別図を御覧いただきたいと思います。赤でお示ししている部分が新規に指定する区域でございます。緑で表示している部分につきましては指定を解除する区域となっております。な

お、青で表示している部分につきましては、既に港湾隣接地域に指定している地域でございますので、今回の変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○工藤会長 ありがとうございます。

続きまして、画面に表示されている資料4「東京都海上公園計画の変更」につきまして、所轄部より説明をお願いします。臨海開発部長、お願いします。

○中村臨海開発部長 臨海開発部長の中村でございます。審議事項（五）の東京都海上公園計画の変更（案）について御説明いたします。海上公園計画の変更は、東京都海上公園条例第六条第三項に基づき、東京都港湾審議会の意見をお聞きすることとなっております。今回、御審議いただくものでございます。

ただいまの画面、資料4―1は諮問文となっております。次ページ、資料4―2でございます。今回、計画変更の対象となる海上公園は、位置を赤く示しておりますとおり、計四公園となります。このうち、フェリーふ頭公園、暁ふ頭公園、青海中央ふ頭公園の三公園の計画変更は、先ほど御説明させていただきました港湾計画の軽易な変更と整合を図るためのごとでございます。

4―3を御覧ください。フェリーふ頭公園に関する計画変更でございます。フェリーふ頭公園につきましては、臨港道路南北線の工事に伴って休園し、現在、駐車場及びシャワープールとして使用しております。本公園が位置する十号地その二地区では、シャワープール等の港湾関連施設が不足していること、休園前の公園利用も限定的であったこと、緑地計画上支障がないことなどから、引き続きこの場所をシャワープールとして使用していくため、フェリーふ頭公園の廃止を行うものでございます。なお、当該公園の廃止後においても、接道部の緑地を行うなど、引き続き当該ふ頭の環境維持には配慮をしております。

続きまして、4―4を御覧ください。暁ふ頭公園に関する計画変更についてでございます。この公園の計画地の東半分は既に開園しており、海を眺めながらバーベキューや海釣りなどで親しまれております。西側半分は公園としては未整備のエリアであり、今後進める青海公共ふ頭の再整備において効率的なターミナルレイアウトを実現するために、右上図の赤い線で囲まれた箇所をターミナルに取り込む計画としております。これに伴いまして、当該部分を海上公園計画から除外するものでございます。今後残る未整備エリアにおいても、海の眺望を

楽しめる広場などを計画しており、早期の公園整備に努めてまいります。

次、4―5を御覧ください。青海中央ふ頭公園の計画変更でございます。臨海副都心に隣接するこの公園は、樹林地や少年野球などを楽しめる自由に利用できる広場となっております。お台場ライナーふ頭背後の港湾施設用地の一部を公園として拡張し、この公園のさらなる魅力向上及び港湾環境の向上を図るものでございます。

ページ下の整備計画図(案)を御覧ください。拡張エリアには、利用ニーズの高い野球練習場を広場から独立させてリニユール整備するほか、駐車場なども整備する予定です。また、既に開園しているエリアも再整備を行い、開放的な樹林地や多様なニーズに対応した芝生広場などを整備してまいります。冒頭で申し上げたとおり、これら三件の海上公園計画変更が、先ほどの港湾計画の軽易な変更の中の中部地区における緑地等の変更と同様の趣旨となっております。また、これら三件の海上公園変更による海上公園計画面積の増減はございません。

次、資料4―6を御覧ください。続きまして、京浜運河緑道公園の計画変更について御説明いたします。既定計画八・四ヘクタールに対し

まして、左下の航空写真の赤い部分、○・四ヘクタールを追加いたします。右下は工事中の状況ですが、防潮堤の改修によって生じた空間を新たに公園に取り込み、引き続き水辺の散策路として活用してまいります。以上、四件の変更に変更による海上公園計画面積増減は、次ページの表のとおり、合計○・四ヘクタールの増になります。

以上で、海上公園計画の変更案の説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○工藤会長 説明、ありがとうございました。それでは、ここで事務局より、関係区との協議調整状況につきまして報告をお願いします。

○山田企画担当課長 それでは、事務局より各区との調整状況について御報告いたします。今回の協議事項「東京港港湾計画の軽易な変更」「臨港地区分区の変更」「港湾隣接地域の指定及び解除」について、江東区、大田区に意見照会を行い、御了承をいただいております。

以上でございます。

○工藤会長 ありがとうございます。調整状況の報告、以上でございます。

それでは、ここで、まとめて皆様の御意見、御質問をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。何か、御質問、御意見ございませ

んでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、お諮りさせていただきたいと思えます。諮問事項について、原案をもって本審議会の答申にしたいと考えますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○工藤会長 ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることとし、答申することといたします。

## 報告事項

### 第三十九回港湾環境整備負担金 部会の報告

○工藤会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項「第三十九回港湾環境整備負担金部会」につきまして、須野原委員から御報告をお願いいたします。

○須野原委員 私から報告申し上げます。港湾環境整備負担金部会の須野原でございます。着席のまま御報告させていただきますことをお許し願いたいと思います。

私から、今年一月に開催いたしました第三十九回港湾環境整備負担金部会の審議結果について御報告申し上げます。お手元のタブレット

の画面には、資料5―1「第三十九回港湾環境整備負担金部会の報告」の資料が表示されています。それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。表示しました資料は諮問書でございます。令和二年一月二十日、港湾環境整備負担金に関わります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に御諮問がございました。

続いて表示されました資料を御覧ください。負担対象工事の指定についての諮問内容でございます。平成三十一年度の負担対象工事は、平成三十年度に実施した工事でございます。工事内容及び負担金に関わる①から⑧の各項目につきまして、部会におきまして慎重に審議を行っております。

次の資料は、先ほどの負担対象工事の指定の概要といたしまして、各公園の工事費用や工事内容をお示ししております。全体で三億五千六十八万円の工事費用でございました。

最後に表示されました資料が答申書でございます。東京都港湾審議会条例第八条の二に基づき、原案を相当とする旨、答申いたしましたので、御報告申し上げます。

私から以上でございます。

○工藤会長 御報告ありがとうございます。なお、この港湾環境整備負担金については、東京

都港湾審議会条例の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので御了承をお願いいたします。

それでは、報告事項にしましては、皆様方からの御質問、御意見をこれからお伺いしたいと思しますので、よろしく願います。御質問、御意見、どなたかございませんでしょうか。

今申し上げたとおり、これはもう部会の決議をもって最終案となっておりますので、報告事項を、これにて終わらせていただきます。

## 答申

○工藤会長 それでは、本日の審議事項について、会長の私から答申書を古谷局長にお渡しいたします。準備の都合がございますので、そのまますしお待ちください。

本日諮問のあった東京港港湾計画の軽易な変更、東京港臨港地区の分区の変更、東京港湾隣接地域の指定及び解除、東京都海上公園計画の変更については、原案を適当と認める。令和二年十一月十九日、東京都港湾審議会会長、工藤泰三。以上が内容でございます。

(答申書 手交)

## 港湾局長挨拶

○工藤会長　それでは、閉会に当たりまして、古谷局長から御挨拶をお願いしたいと思います。

古谷局長、お願いします。

○古谷港湾局長　港湾局長の古谷でございます。一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素から東京港の港湾行政に対しまして多大な御支援と御協力を賜っております。改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の第九十六回港湾審議会が十一月の委員改選を経まして、新たな委員の皆様で初めて開催された審議会でございました。須野原委員をはじめ、新しく委員に御就任いただいた皆様、また、前期に引き続き就任を御承諾いただいた皆様、誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

本審議会におきましては、東京港第九次改訂港湾計画に向けた長期構想につきまして諮問させていただきました。長期構想につきまして、次期港湾計画の指針となる大変重要な諮問事項でございます。本日も貴重な提言をいただいております。今後ともよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、先ほど工藤会長より、東京港港湾計画、東京港臨港地区、東京港港湾隣接地域、東京都海上公園計画の計四件の審議事項につきまして、原案を適当と認める旨の答申をいただきました。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御審議を賜りまして誠にありがとうございました。ございました。本日の答申を踏まえまして、引き続き地元区の皆様及び関係局とも調整をしながら事業を進めてまいりたいと思います。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、東京港の運営にも大きな影響がございます。東京港の機能を維持することは極めて重要であり、この困難な事態にも適切に対処できるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

また、一年延期となりました東京二〇二〇大会に向けましても、関係機関と連携、調整等を引き続き行い、大会の成功に向けて取組を進めてまいります。

御列席の委員の皆様方には、今後とも東京港の振興とさらなる発展のため、より一層のお力添えと御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○工藤会長 古谷局長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしますが、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○山田企画担当課長 それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局ホームページに掲載してまいりますので御承知お祈りいたします。

最後になりますが、入庁時にお渡ししておりますＩＣカードですが、エレベーターを降りた後のセキュリティーゲート通過時に必要となります。左右二つゲートが並んでございますが、それぞれゲート右手にＩＣカードの投入口があり、そこにカードを入れるとゲートが開く仕組みとなっております。ゲート入庁時はカードをタッチして入っていただきましたが、退庁時は投入しますので御注意ください。

以上、事務局からの連絡事項でございます。

○工藤会長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして港湾審議会を閉会といたします。皆様、円滑な御審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

## 閉 会 (午後三時八分)

一一 了 一一